

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成26年11月27日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第12号

専 決 処 分 書

平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

亀岡市長 栗山正隆

平成 2 6 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 3 号）

平成26年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度亀岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,034,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日専決

亀岡市長 栗山正隆

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 府支出金		千円 2,647,762	千円 38,000	千円 2,685,762
	3 府委託金	182,670	38,000	220,670
歳入合計		35,996,300	38,000	36,034,300

## 2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3, 7 8 8, 3 3 7	千円 3 8, 0 0 0	千円 3, 8 2 6, 3 3 7
	4 選挙費	1 0 4, 2 8 0	3 8, 0 0 0	1 4 2, 2 8 0
歳 出 合 計		3 5, 9 9 6, 3 0 0	3 8, 0 0 0	3 6, 0 3 4, 3 0 0